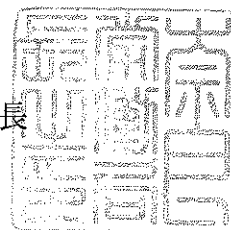


奈労発基 0323 第 2 号

平成 29 年 3 月 23 日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（協力要請）

～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、荷役作業時の安全対策を陸運事業者のみならず、荷主企業等を含めてご協力いただいているところです。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおり、荷役 5 大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故）が約 80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかとなったところです。

については、荷役 5 大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に周知・徹底について特段のご配慮をお願い申し上げます。

